

令和4年度第1回北海道障がい者就労支援推進委員会

議 事 録

日時：令和4年（2022年）12月23日（金）13:30～15:50

場所：オンライン（ZOOM）開催

1 開会（13：30）

【事務局】

それでは定刻になりましたので、令和4年度第1回北海道障がい者就労支援推進委員会を開催いたします。

会長選出までの間、司会を務めさせていただきます、障がい者保健福祉課の名久井でございます。よろしくお願いいたします。本日はご多忙のところご出席をいただき誠にありがとうございます。本来であれば、当課の課長の秋田が、ご挨拶を行うところでしたが、最近、様々な報道による対応が非常に多く、本日は出席することができませんでした。大変申し訳ありません。代わりに私、名久井がごあいさつ申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2 挨拶

【秋田課長代理 名久井課長補佐】

委員の皆様には、日頃から本道の障がい保健福祉施策の推進に当たり、多大なるご理解ご協力をいただいておりますことに、この場をお借りして感謝を申し上げます。

また、今回の改選に際しまして、委員をお引き受けいただきましたことに心からお礼申し上げます。

本日は、道と関係機関の取組や第6期障がい福祉計画の推進状況などについてご報告するほか、昨年度より審議をしておりました第7期障がい福祉計画に向けた「障がい者就業・生活支援センターのあり方」や「障がい者就労支援企業認証制度」の現状のほか、「道内の就労移行支援事業所及び定着支援事業所の状況」についてご意見を伺いたいと考えております。

委員の皆様には活発なご発言・ご議論をお願い申し上げます。

最後になりますが、道といたしましては、今後とも、本日お集まりの皆様方をはじめ、福祉関係者や、企業などの関係機関と連携しながら、第6期障がい福祉計画に基づき障がいのある方の就労支援施策の着実な推進を図ってまいりたいと考えておりますので、引き続きご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

【事務局】

続きまして、資料の確認をさせていただきます。資料は本日の次第、委員名簿、条例の抜粋、右上に資料番号が書かれている各種資料になり、資料1-1から資料6まで配付させていただいておりますので、ご確認をよろしくお願いいたします。なお、本日の委員会の終了時刻ですが、15時30分頃を予定しておりますことをあらかじめご連絡いたします。

3 委員紹介

【事務局】

それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。まず、委員紹介について、事務局からご報告いたします。今年の6月23日の任期満了後に、委員の改選を行いまして、改選後初めての開催となりますので、事務局から各委員をご紹介させていただきます。

(委員順次紹介 省略)

なお、本日の委員会ですが、委員18名のうち2分の1以上である13名のご出席をいただきまして、北海道障がい者条例第38条に規定する成立要件を満たしておりますので、委員会は成立していることをご報告いたします。

4 会長・副会長選出

【事務局】

続きまして、次第4の会長・副会長の選任を行います。選出後、会長にはその後の進行をお願いいたします。会長・副会長につきましては、条例の第37条によりまして、委員が互選をすると規定をされております。今回、委員の方々から特段のご意見がなければ、事務局の方からお願いしたいと考えております。

まず、委員の方々からご推薦もしくは自薦他薦、何かご意見はございますか。無いようですので事務局からお願いしたい方を上げさせていただきます。中立性を確保するために学識経験者の方がよろしいと思ひまして、会長に北海道医療大学の橋本委員を、副会長に神部委員を提案させていただきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。どなたかご異議ありませんか。

(異議なし)

はい。ありがとうございます。異議なしとのご発言がありましたので、会長は橋本委員、副会長は神部委員と決定いたします。以後の進行につきましては、橋本会長をお願いいたします。なお、神部副会長はご都合が合わずに本日欠席となっております。では橋本会長どうぞよろしくをお願いいたします。

5 報告

(1) 第5期計画の報告について

【橋本会長】

ただいま会長を拝命いたしました北海道医療大学の橋本と申します。昨年に引き続き、会長という大役を努めさせていただきます。皆さんの情報共有の場と活発な意見交換の場となるように進行できればと思ひますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは次第に沿って進めさせていただければと思ひます。次第5(1)の関係機関における今年度の取り組み状況について、初めに厚生労働省北海道労働局 坂本委員から説明をお願いいたします。

【厚生労働省北海道労働局 坂本委員】

労働局職業対策課の坂本でございます。日頃、お世話になっております。

私からは資料1-1、目新しい中身はありませんが、資料4ページの上のグラフ、就職件数・新規求職申込件数の推移です。

就職件数については、しばらく右肩上がりとなり、数字が伸びていましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響があり、令和2及び3年度は就職件数が少し足踏み状態となりましたが、今年度は改善を見まして、数字も伸びている状況です。

資料に基づく説明は以上とさせていただきます。本日公表の障がい者雇用について、毎年

6月1日に各企業から雇用状況の届け出の報告があり、まもなく本日 14 時公表となり、北海道労働局のホームページに資料が公開されます。

障がい者の雇用率については、毎年、記録を更新している状況ですが、民間企業の場合は法定雇用率現在 2.3%ですが、6月1日現在の北海道における雇用率は 2.44%。全国平均が 2.25%となり全国平均を上回り、法定雇用率も達成している状況です。

一方で前年よりは改善はされていますが、法定雇用率を達成している企業の割合が 51.3%、いまだ半分近くの企業が達成されていないという状況となっています。

厚生労働省では、障がい者を1人も雇い入れてない企業をいかに減らして、裾野を広げて障がい者雇用を理解いただき、補助していただくことに力を入れており、報告対象企業は増加しましたが、0人企業はかなり減少している部分もあり、一定の改善状況にあります。

以上簡単ですが、私の説明とさせていただきます。なお、非常に申し訳ないですが、急を要する業務が入っており、この後、退出をさせていただくことをご了承ください。質問等がございましたら別途ご連絡をいただき、対応したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

【橋本会長】

はい、ありがとうございます。資料の他に本日 14 時に公表される障がい者雇用率の状況についても追加でご説明いただいたところです。また、質問等がありましたら個別に確認をいただくか、事務局へ連絡いただければと思います。ありがとうございました。

また、今回の委員会では議題6の協議事項に時間が少し時間を要すると想定されますので、各自、要点の説明をお願いし、また、質疑応答は後でまとめて取りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、独立行政法人高齢障害求職者雇用支援機構、大原課長から説明をお願いいたします。本日は北海道障害者職業センターの羽原所長がご欠席となっておりますので、併せて報告いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【雇用支援機構北海道支部】

雇用支援機構北海道支部の大原と申します。皆様には日頃からいつもご協力いただきまして感謝申し上げます。

私からは機構北海道支部 高齢障害者業務課が行っている障害者雇用啓発事業の2点、また、障害者職業センターの1点の計3点について、ご説明いたします。

資料 1-2 をご覧いただきますと、上に機構北海道支部とあり、下に障がい者雇用支援の詳細 新着情報と記載されていますが、次のページ、右下に No.1 と書かれたページを拡大したものです。

この No.1 と記載された資料は、私ども機構北海道支部のホームページのトップページですが、本日 1 点目として、アビリンピックについてです。こちらは、障がい者技能競技大会をアビリンピックと呼び、No.1 の資料をご覧ください。

道内施設の注目情報と下にありますが、「12月5日に令和4年度アビリンピック北海道大会の動画ダイジェスト版を掲載しました」とあります。このアビリンピックについては、障がいのある方が技を競い合って更に高みを目指していただく。また、北海道大会は全国大会の予選という位置付けもありまして、優勝者は全国の仲間たちと更に高みを目指していただくという側面があります。

また、もう一つは、技を競い合っている彼らを一般来場者の方々に多くご覧いただいて、障がい者雇用に対する理解をさらに深めていただいて、障がい者雇用の機運を更に醸成していくという側面もある大会です。

北海道では、毎年 10 月に開催し、今年度は 10 月 1 日の土曜日にポリテクセンター北海

道で開催しました。今年度、アビリンピックの周知の試みの一つとして、動画ダイジェスト版を作成したものをホームページに公表したのがこちらに記載されたものです。

機構北海道支部のホームページのトップページを開いて、こちらをクリックいただきますと、No.3 と書かれたページに飛びます。このNo.3 と書かれたアビリスのイラストの入ったページの中ほど上のところにクリックと書いてありますが、令和4年度アビリンピック北海道大会の動画ダイジェスト版とあります。こちらをクリックしていただきますと、No.4 のページにいきまして、YouTubeで今年度の北海道大会の動画記録をご覧いただくことができます。

今回、動画ダイジェストは初めての取り組みであり、全体が30分弱となっています。北海道大会では競技7種目とデモンストレーション競技としてネイル施術という競技も実施しました。併設イベント等も紹介しておりますので、アビリンピックというものを皆様ご覧いただき、関心を持っていただけたらと思っております。

なお、来年度も10月にアビリンピック北海道大会を開催予定です。選手の募集要項等につきましては、例年6月前後に私ども機構北海道支部と北海道のホームページに掲載しますので、もし、皆様に関わっておられる方でアビリンピックに関心を持たれた方がいらっしゃいましたら、ぜひ、お気軽に私ども機構北海道支部にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

次のNo.5 と書かれたページの資料は、本年度のアビリンピックの選手募集に係るチラシです。資料のNo.7 に実際の競技が載っていますが、後ほど、イメージいただければと思います。

2つ目は、障がい者雇用に取り組んでおられる事業所や長年、継続して雇用されている障がい者個人の方の表彰事業のご紹介です。

お手元の資料ページのNo.10 をご覧ください。中ほどに令和4年度障害者雇用優良事業所等の表彰、障害者雇用職場改善好事例の表彰とあり、この事業は道内の経済団体、障がい者団体その他関係機関から、個人や企業を推薦願いまして、候補の個人や企業の方を私ども機構本部で審査した上で、理事長努力賞、理事長表彰と受賞者を決定していくものです。

今年度の受賞者は、資料ページNo.11 をご覧ください。こちらの個人や企業の方が受賞された方々です。このように障害者雇用に取り組んでいる企業、また、長年、雇用を継続されている個人の方を称えることによって、道内の障害者雇用の事業を更に高めていこうと力を入れて取り組んでいますので、もし皆様が関わっている個人の方で、長年、雇用を続けて頑張っている、または企業として雇用に積極的に取り組んでおられるという企業様等がございましたら、ぜひ機構高齢障害者業務課に情報提供をいただければと思います。

私どもの障害者雇用啓発事業は以上といたしまして、本日、職業センター所長の羽原が欠席でございますので、職業センターの事業を説明させていただきます。資料No.12~13 ページをご覧ください。

北海道障害者職業センターも私どもの1施設で、北24条のサンプラザの中にあります。こちらには、障害者職業カウンセラーという障害者雇用に関するスキル、ノウハウを持った専門職員が在籍しております。彼らは、個々の事業主様や障がい者個人の方が、就労でお悩みの時に個別に対応しています。企業における障害者雇用を進め、個人の職場定着を図っていくという障害者雇用に関するあらゆるステージに対応して、障害者雇用を進めている施設です。もちろん一切無料で対応しております。北24条にあります北海道障害者職業センターを改めてこの場をお借りしてご紹介させていただきまして、ぜひ、障害者雇用を進める上で、ハローワークとともに、障害者職業センターのご利用もご検討いただければと思います。

以上、駆け足となりましたが、私ども機構高齢障害者業務課が実施している障害者雇用啓発事業の2点と障害者職業センターをご紹介させていただきました。ご清聴ありがとうございました。

【橋本会長】

はい、ありがとうございました。

続きまして、札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課の児玉委員から説明をお願いいたします。

【札幌市 児玉委員】

札幌市の児玉でございます。資料 1-3 をご覧ください。

札幌市の障がい者就労支援関係の予算概要についてご説明させていただきます。

まず、1 の民間企業等への就労拡充（1）働く障がい者等への支援の①障がい者就労支援推進費の 4 事業です。

一つ目は、障がい者就業・生活相談支援費ですが、市内に 4ヶ所、就労に関する相談支援事業所を整備しております。

二つ目は、障がい者元気スキルアップ費ですが、障がいのある方に対する就職相談などを実施しております。

三つ目は、知的障がいのある方を対象とした介護職員初任者養成費ですが、令和 3 年度修了者数が 15 人になっております。

四つ目は、障がい者雇用推進のための啓発事業ですが、障がい者雇用推進フォーラム等の事業を行っております。

次に 2 ページ目の②重度障がい者等就労支援事業費です。一般就労されている重度障がい者等を対象とした通勤や職場等における支援ですが、今年度からの新規事業となり、現在 8 名の利用者がいます。

次に（2）雇用の場の拡充に向けた支援、障がい者協働事業運営費補助金ですが、令和 3 年度は 18 事業、市役所のロビーにあります元気カフェ等に対して補助金を支出しております。

次に福祉的就労支援に関すること、工賃向上に向けた取り組みですが、（1）製品販売においては、障がい者元気ショップ運営費として、障がい者が施設等で製作した製品等を販売する常設販売所を 2ヶ所整備しており、補助を実施しています。

次の 3 ページとなりますが、（2）役務において、元気ジョブアウトソーシングセンターの運営費であり、障がい者福祉施設等で行う清掃等の業務について、民間企業等への営業等を実施しています。

続きまして、3 のその他の就労支援に関することですが、障がい者 ICT サポートセンターにおいて、障がい者の ICT の技術の向上等図っています。

最後に 4 ページ目ですが、令和 3 年度札幌市における障がい者就労施設等からの物品等の調達実績です。令和 2 年度と比較して、合計額では 9.9% の増となっています。札幌市からの説明は以上でございます。

【橋本会長】

はい、ありがとうございました。

続きまして、北海道経済部労働政策局雇用労政課から説明をお願いいたします。

【経済部雇用労政課】

経済部雇用労政課の中村と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは資料 1-4 の令和 4 年度特別支援学校企業向け見学会について、説明させていただきます。

今年度 8 月 24 日の新篠津高等養護学校から 12 月 5 日の伊達高等養護学校まで実施しており、18 校を予定しておりましたが、8 月 24 日の新篠津高等養護学校が新型コロナウイルス

ス感染症の関係により中止となり、17校を実施しました。

目的としては、障がいのある方々が能力を最大限に発揮し、職業を通じて社会参加できる環境を築いて、障害者雇用未経験の中小企業等を対象に特別支援学校の見学会を開催することにより、企業における障がい者の就労を支援し、障害者雇用を促進します。

主催は北海道と北海道教育委員会、共催については、厚生労働省北海道労働局、独立行政法人高齢障害求職者雇用支援機構北海道支部となっています。今年度の実施については、現在とりまとめの最中で若干数字は変わるかと思いますが、17校、参加企業数等が約103企業、参加者が約146名となっています。主な業種は、食料品製造業、食肉卸売業、食肉処理業、水産卸売業、水産加工場、飲食業、小売業、車両販売指定事業、運送業、建設業、清掃業、クリーニング業、ビルメンテナンス業、警備業、法律事務所、建設コンサルタント業。クレジットカード業務、農業、農業共済、地質調査業、介護事業、医療機関等となっています。

現在、今年度のアンケートの取りまとめを行っており、主な意見としましては、「生徒さんが頑張っている姿に心が洗われる気持ちになりました」、「生徒さんの能力は違いますが、作業を真面目に一生懸命な姿が良く、素直さが伝わります。」、「各コースの見学ありがとうございました。生徒さんの真面目で真剣な取り組みがとても印象でした」、「生徒さんが元気に挨拶しているのも好印象です。介護の授業はとても大変だと思いますが、生徒さんが一生懸命頑張っていました。やりたいことに取り組む真面目な姿が良かった」、「素晴らしい環境で勉学に励んでおり、実習時も生き生きと行って良い見学会でした」、「真面目に取り組んでいて素晴らしいと感じました」、「生徒さんの生き生きとした授業風景を見学し、色々とイメージが増し、上司と相談してよい繋がりにしたいと思います」等の意見がありました。

事業実施による効果ですが、昨年度の実績としては、実習率が上がった企業が延24企業、雇用採択した生徒が9人。内定を得た生徒が12名の状況となっています。私からは以上です。

【橋本会長】

続きまして、北海道経済部労働政策局産業人材課から説明をお願いいたします。

【経済部産業人材課】

経済部産業人材課の足達です。どうぞよろしくお願いいたします。私からは資料1-5北海道の障がいのある方々への職業訓練について説明させていただきます。前半は私から、後半は石黒から進めさせていただきます。

まず初めに、障がいのある方々を対象に砂川市にあります障害者職業能力開発校を始めとして、複数の職業訓練を実施しております。公共訓練施設について紹介させていただきます。

資料1 障害者職業能力開発の教育訓練ですが、障がいのある方々に適性に合った職種についての知識、技能を身につけていただき、職業的自立を図ることを目的として、職業訓練を行っております。

国が昭和40年に砂川市に設置して、道が運営しているところです。訓練科目ですが、総合ビジネス科。プログラム設計科、CAD機械科、建築デザイン科、総合実務科の教科となっています。そのうち総合実務科では、知的障がい者を対象としており、職業訓練科では身体、精神、発達障がい者の方々を対象としています。

訓練期間ですが、プログラム設計科は2年、建築デザイン科は6ヶ月。他は1年となっています。入校定員は90名で、総定員は110名となっています。

入校者数は、令和4年度22名で定員充足率は24.4%と、進級した2年生1名を含めると23名で訓練を実施しています。修了者数ですが、令和3年度20名のうち13名が就職しておりまして、就職率は68.4%となっております。定員充足率についてですが、一時期に比べて、入校者数が減少傾向にありますので、皆様のご協力をいただきながら訓練科目の見直

しなども含めて検討したいと考えておりますので、その際にはご協力お願いいたします。

続きまして、能力開発セミナーですが、道では職業能力開発施設として、道内8ヶ所に高等技術専門学院を設置して、在職者を対象に資質向上を図るための訓練を実施しており、訓練科ではOAビジネス科、コミュニケーション科などの訓練を実施しております。

令和3年度に6コースを予定していましたが、残念ながら新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、全て中止となりました。令和4年度も6コースを予定していましたが、同じく新型コロナウイルス感染症の影響が残っており、1コース9名の実施となっております。人との接触を回避するマインドが強いのかなと思っております。

次のページですが、一般校を活用した訓練ですが、高等技術専門学校では、普通職業訓練を行う他に障がい者向けの訓練科目を設置して、訓練を行っている学校が2カ所あり、函館で販売実務科、旭川で介護アシスト科を知的障がい者を対象に各定員10名、訓練期間1年間の訓練を行っているところです。いずれも国の障がい者モデル訓練事業を契機に実施されております。入校者数ですが、令和4年度は函館が7名、旭川が10名です。修了者は令和3年度の卒業生ですが、函館5名、旭川2名の7名となり、6名が就職しております。私からの説明は以上となり、次に障害者委託訓練について、石黒から説明いたします。

産業人材課の石黒でございます。説明者代わりまして以下ご説明させていただきます。

次のページの5 障害者委託訓練をご覧ください。障害者委託訓練について、概要欄に記載しているとおり、訓練教育に関して、専門的な能力を持っている民間教育訓練機関や企業などに訓練を委託しているもので、障がいのある方の能力、適性や地域雇用ニーズに応じて、行っているものです。

区分アの就職の促進に資する知識・技能の習得を目的とした知識・技能の習得訓練コース、区分イの事業所の現場を活用して、実践的な職業能力の向上を目的とした実習中心の訓練で、企業などを委託先として実施する実践能力習得訓練コース、それから区分ウの特別支援学校高等部や、高等学校等に在籍し、就職希望の方で10月時点で就職先が内定していない方を対象に、就職に向けた職業能力の開発向上を目的とした訓練事業などを委託先として実施する特別支援学校早期訓練コース。

この3つのコースを実施しており、実施主体につきましては、道立高等技術専門学院、障害者職業能力開発校でございます。訓練期間は原則3ヶ月以内です。直近の令和3年度の訓練実績は、24コースで受講者57名、修了者が55名、就職者は22名となっております、各コースの内訳は表ア、イ、ウに記載しておりますのでご覧ください。

続きまして、次ページの6 職場適応訓練ですが、概要欄に記載のとおり障がいのある方の就職困難な求職者に対し、訓練を実施する作業の環境に適応することを容認するため、企業、事業所の事業主に委託して訓練を行い、訓練就業終了後には、委託先事業主に雇用されることを目的とした訓練がこの職場適応訓練です。

訓練実施主体の14 振興局で諸条件を満たす企業、事業所の事業主に委託して実施しており、訓練期間は原則6ヶ月以内としております。令和3年度は、受講者16名、修了者は14名、就職率は92.9%です。

次に7 知的障害者特別委託訓練について、概要に記載のとおり知的障がいのある方に対する職業訓練です。実施主体は、札幌高等技術専門学院が委託元になり、平成7年から北海道はまなす食品株式会社様に委託し実施しています。同社では、施設の中に知的障がい者の訓練の場として、能力開発センターを設置して、納豆製造や、食肉包装などの食品加工の訓練を実施しております。訓練期間は1年間です。令和3年度の実績は、定員12名に対して、受講者12名、修了者12名。就職率は91.7%となっております。私からご説明させていただきます5、6、7の訓練につきましては、5の委託訓練事業のウ特別支援学校早期訓練コー

ス以外につきましては、それぞれ対象者欄に記載のとおりハローワークから受講推薦又は受講指示を受けた方を対象としておりますので、ご留意いただきたいと思っております。以上で障がいのある方々の職業訓練についての説明を終わります。

【橋本会長】

はい、ありがとうございました。続きまして北海道教育庁学校教育局特別支援教育課から説明をお願いいたします。

【特別支援教育課】

北海道教育庁特別支援教育課 課長補佐の仙北谷と申します。よろしくをお願いいたします。私から資料 1-6 に基づき説明いたします。

令和 3 年度の道立特別支援学校高等部卒業生の就職状況についてまとめたものであり、1 番目、令和 3 年度の就職状況を各障がい種別に示したものが一番上のものです。一番右端が就職率となり、これはいわゆる雇用契約を結んでいる就労継続 A 型も含めた就職率です。

視覚障がい 30.8%、聴覚障がい 50%。知的障がい 34.3%。それから肢体不自由 5.3%となり、合計が 32.3%です。

一番下の 3 番目、職業教育を行う特別支援学校卒業生の就職状況を載せています。視覚障がいについては示してあるとおり札幌視覚支援学校一校の内訳となります。卒業者数 6。聴覚障がいは、高等ろう学校となり、小樽市の銭函にあり卒業者数が 8 となっています。就職率は、視覚障がい 33.3%、聴覚障がい 37.5%となっています。

肢体不自由の生徒を教育する職業学科の高等部として岩見沢高等養護学校があります。卒業者数が 11 に対し、就職者数が 1、就職率 9.1%となっておりますが、様々な進路状況がありますので、就職した人数はこの人数となります。

知的障がいに関しましては、道内に 40 数校の知的障がいの特別支援学校がありますが、そのうち約半数が職業学校を設置している学校となっております。

その卒業者数が 634 名、うち就職希望者数が 320 名、就職者数 320 名となり、就職を希望した全員 100%が就職したことになっております。就職率ですが、634 名のうち 320 名で約 50%となっています。就職率は年々増加している状況です。

今後は、当然就職率も課題ですが、定着につきましても、高等部 3 年間の段階でしっかりと自立と社会参加に向けて更に取り組んでいかなければと感じているところです。次の資料につきましては、当課坂内から説明いたします。

特別支援教育課の坂内と申します。よろしくをお願いいたします。

こちらの資料について、北海道教育委員会教育長、そして、北海道知事の連名で出させていただいた通知です。特別支援学校では、障がいのある生徒たちが、卒業後、企業で安心して働くことができるように、現場実習を行っております。

実際に企業で 1 日働く体験を通して、その職業がどんなものなのか、実際に体験をしながら、そこで自分が働けるか、その仕事が合っているかなどの適正を見極めたり、企業の方からも生徒が自分の会社で働いていけるかを見極めていただく意味もあります。また、就職を前提とした現場実習を第 3 学年で行っております。

ただ、現在、コロナ禍でもあり、なかなか企業側で、実習生の受け入れが難しい状況にあると承知しておりますので、企業の方に現場実習の受け入れをお願いする、知事と教育長の連名で通知を出させていただいております。こういった企業の皆様のご協力ご理解のおかげで、先ほど仙北谷から説明させていただきましたが、就職率は年々増加してきました。

次のページは、具体的な方法を記載したリーフレットにより案内しているものです。現場実習

について少し詳しく記載していますが、その裏面にサポート企業の募集となっています。具体的には現場実習だけではなく、特別支援学校の中では作業学習で実際に働く学習を行っており、企業の方から実際にご指導いただいて、実践的なスキルを身に付けたり、ご協力いただける企業をサポート企業として、現在も募集しております。現在 200 社程の申し込みをいただいております、特別支援教育センターのページから申し込みが可能です。私からの説明は以上です。

なお、次の資料につきましては、経済部雇用労政課から説明いただいたので、割愛させていただきます。以上です。

【橋本会長】

ありがとうございました。関係機関における取り組み状況の報告をしていただきました。報告事項につきまして、委員からご質問やご意見がございましたら、挙手をお願いいたします。

【今村委員】

ご説明ありがとうございます。何点か質問がございまして、先ほどの説明の中で、今後、定着率の部分についても課題として取り上げたいというお話がありましたが、今現在どのくらい検討されているのかをお聞きしたいと思います。

我々の北海道職親連合会も障がい者の一般就労を受け入れている企業の集まりであり、健常者や障がい者に区分するところではありませんが、定着率が極めて難しい状況の企業もある中で、全体として定着率に課題を持っていることもありますので、実際に教育局で就職した後どのくらいの生徒さん達の把握をされているのかを伺いたいと思っています。

また、最後にご説明のあった私たちに関わる現場実習の受け入れについて、まだ周知が不足していると思っています、実際に私も稚内にて、この資料は見たことないし、手元にも届いていないので、実際は 200 数企業と説明がありましたが、恐らく道央中心に広がりがあり、当然北海道全域に広げていかなければいけないと思っておられると思いますが、稚内の養護学校や特別支援学校の先生達に聞いても、実習先を地元で、例えば稚内で見つけるのが非常に困難だという話を聞いて、それは学校それぞれが昔ほど地域との繋がりが強くない、学校の校長先生のことを地域の人は把握していないという中で、企業に実習先を開拓していくのが非常に難しいという話も聞きますので、この取り組みを今後どのように北海道全域に広げていくかの展望についてお伺いしたいと思います。以上です。

【橋本会長】

はい、ありがとうございます。2点ありました。まず1点目は定着支援の状況については経済部産業人材課から、2点目の現場実習の周知については特別教育支援課から発言をお願いしてもよろしいでしょうか。

【特別支援教育課】

貴重なご意見ありがとうございます。先ほどのリーフレット、それから、通知文書については、ハローワークにもご協力いただき、全道各地にお願いをしているところでしたが、先ほどいただいたご意見も含めて、来年度、どのように周知していくかを再度検討していきたいと考えております。

お話のありました特別支援学校と地域との関わりはまだまだこれからのところもあります。特別支援学校でどのようなことを行っているか、実際の生徒はどのような様子なのか、そういうことも含めて、企業向け見学会をこれまで実施してきましたが、しっかりと周知するとともに御理解いただけるよう啓発すること、また、お互いに色々な取組を検討し、実施していくことが必要だと考えております。今回、貴重なご意見をいただいたことを踏まえ、来年度に向けて、早速検

討して参りたいと思っております。ありがとうございます。

また、1点目の定着に関する我々の取組ですが、就職した後に離職の有無は別として、やはり卒業生からのお話によると、技術的なところの悩みはもちろんありますが、どうしても対人関係、コミュニケーション関係での悩みが非常に多いと感じております。

例えば、在学中に社会性に伴う様々な取組を実施していますが、実際に社会人として職場でどのようにやっていくのかということ、具体的な場面を通じながら伝えていくこと、また、知識として実際の場面で応用していくことができる力を付けてもらうには、まだまだ工夫の余地があると考えております。

今後も皆様の様々なご意見をいただきながら、再度検討し、改善し、更に工夫して、子供たちのために取り組んでいきたいと思っておりますので、今後とも何卒よろしくお願いたします。

【橋本会長】

はい、ありがとうございます。今村委員、いかがでしょうか。

【今村委員】

ありがとうございます。稚内のことでいうと、稚内養護学校はコミュニティスクールで実施していて、私も運営協議会のメンバーでもありますが、コミュニティスクールになって、少し情報が開かれて僕たちも現場の先生と繋がりを持つようになってから、学校からの協力依頼やみんなで実施しませんかとか、現場実習を何とかお願いできませんかというようなお話を受け入れやすいところがあります。

全てがコミュニティスクールになるわけにはいきませんが、情報をもっと出していただければ、周りも興味を持ちますし、話も通りやすいところもありますので、現場実習の件も増加に繋がると思います。

また、定着については私たちも同じく課題だと思っておりますので、我々受け入れる側と、実際に福祉の現場の人達と協力しながら、何とか定着率が上がればと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いたします。ありがとうございました。

【橋本会長】

はい、ありがとうございます。定着について、経済部産業人材課から補足があればご発言いただければと思っておりますがいかがでしょうか。

【経済部産業人材課】

産業人材課でございます。定着率に関しては、就職後3年間までは調査しており、約7割程、また、一般校の職業訓練も調査しており、高校卒業後に就職した方よりも定着率は高くなっております。

【今村委員】

訓練を経てから就職すると、定着率が高い、定着する傾向が見られるということですね。

【経済部産業人材課】

職業能力訓練学校を経て、言葉自体を知らないで就職するより、やはり言葉を覚えてから技術を覚えた方が職場に馴染みやすいと考えており、定着率が高いと考えています。

【今村委員】

ありがとうございます。

【橋本会長】

はい、ありがとうございます。現場実習に関しては、引き続き周知を検討して、受入企業を増加して、相互に理解する場が大切だと思いますし、定着に関しても、3年の調査をどこまで追えば良いのかということもありますが、長く続ければ続けるほどその仕事も少し変化が出てきたりとか、職場環境が変わってきたりとか、このあたりは障害者総合支援法の定着支援3年という限定でもありますが、その後障がい者就業・生活支援センターが支援を引き継いだりするのかなとは思いますが、定着に関しては本当に色々な課題があると思いますので、このような場でご意見をいただいて、現場の状況などまたお知らせいただければと思います。貴重なご意見ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

【今村委員】

就職後の調査は、恐らく会社の責任というのも非常に大きいと思いますが、追うのは3年で十分だと思います。

【橋本委員】

ありがとうございます。この件に関しては、引き続き現場からもご意見をいただければと思います。

【富田委員】

インターンシップや学校見学会などの案内について、細やかさが足りないと思います。というのは、この特別支援学校企業向け見学会の日程をまとめた案内リーフレットについて、我々中小企業家同友会には1度の通知のみとなります。そうすると、自分たちの活動も全てがこれに集中しているわけではなく、様々な活動の中の一つの取り組みと考えていくと、この8月からの実施ですから恐らく6~7月に通知されたものを、8月の希望者は、9月の希望者は、と取り扱うのは不可能です。

これは他の経済団体に対しても一緒だと思いますが、例えば事務局に案内をするにしても、例えば8月にはここで実施する予定なので協力いただけないかなどの伝え方をすると、それぞれの経済団体では様々な部会があるので、その中で月毎に取り上げていくと、参加率等も増えると思います。

インターンシップの企業募集も同様に、このように募集していますでは単発でそこだけで終わってしまうので、私たちも参加してみたい、取り組んでみたいと漠然に思っている、一度教えたよというように渡されてもその時だけになるので、そこを一步踏み込んで告知、周知に関してももう少しきめ細かさが必要だと思いました。

それからもう1点、我々中小企業家同友会は零細企業が多いです。彼らにもこのインターンシップの話をする、一番懸念されるのは、インターンシップを受け入れることは問題ないが、インターンシップを受け入れたら雇用しなくてはいけないのではないかと不安です。

このリーフレットを拝見しても、インターンシップの募集に必ず就労の言葉があって、企業としてはそれが結びついてしまうと、特に障がい者雇用の経験のない企業は不安になってしまいます。だから私はインターンシップと就労を分離はできないと思いますが、そこを結びつけた告知は検討して欲しいと思います。

【橋本会長】

ありがとうございます。1点目は特別支援学校の企業向け見学会の周知方法について、2点目はインターンシップの考え方についてご意見をいただきましたがいかがでしょうか。

【特別支援教育課】

貴重なご意見をありがとうございます。2点目について、インターンシップや現場実習等と就労はどうしてもイコールと見えてしまうのは確かにご意見のとおりであり、周知・啓発やお願いの仕方については、各学校の中で実施していたり、道教委として実施していたりとありますので、各学校の進路担当者等とも色々と共有しながら実施したいと思っています。ご意見、本当にありがとうございます。色々と検討していきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひします。

【橋本会長】

ありがとうございます。1点目の特別支援学校の企業向け見学会の周知の方法についてはいかがでしょうか。

【経済部雇用労政課】

ありがとうございます。1点目について、本件に関しては、道のホームページに掲載して周知していますが、改めまして、日程が近くなりましたら周知するよう今後検討したいと思ひます。

【橋本会長】

はい、ありがとうございます。富田委員に確認したいのですが、例えば同友会にメーリングリストがあって、時期が来たら会員に対して周知することはできるのでしょうか。

【富田委員】

それぞれの部会で恐らくメーリングリストはあります。先ほど少し言葉足らずで申し訳なかったのですが、私がこの特別支援学校企業向け見学会を知ったのは、10月から11月頃に道の委員会の十勝支部の取組の中で中札内高等支援学校を見学するという話を聞いて、私も参加したいと思ひ、帯広は難しいので札幌近郊の別日程の見学会に参加しようと思ひていたのですが、しばらくすると頭の中では失念し、参加期日を逃してしまいました。だから改めて周知があれば参加したかった思ひがあり、この際にとても残念だったと印象深く残っていたところ です。

【経済部雇用労政課】

申し訳ありません。私も言葉足らずでありまして、このリーフレットは7月中旬くらいに作成し、経済団体に持ち込みして御案内してました。しかし、その後のフォローが不足していたと改めて思ひ返し、反省するところ です。

【橋本会長】

ありがとうございます。同友会には強力なネットワークがありますので、情報共有はしっかり行うことで参加者の増加も見込まれることと思ひますので、検討いただければと思ひます。その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次の次第5(2)北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課の取組について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課の市村です。私から報告事項(2)当課の取組状況についてご報告いたします。資料2をご覧ください。

「1 道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり」として、①北海道障がい者就労支援プログラム「アクション」登録制度を説明します。「障がい者の就労支援の輪を広げる取組～道民一人1アクション」は、障がいのある方の就労支援の取組を行っている、又は関心がある企

業や市町村等を「参加者」として募集し、その取組を周知することにより、障がいのある方の就労支援に対する理解の促進を図るとともに就労支援の輪を広げ、令和4年11月末現在登録者571名となっています。

次に、②障がい者就労支援企業認証制度です。障がいのある方の多数雇用や障がい者就労施設等への優先発注など、障がいのある方の就労支援に取り組む企業等を一定基準により評価・認証するとともに、認証取得企業に対し入札上の優遇や低利融資制度活用等の配慮を行い、令和4年11月末現在214企業となっています。

次に、③官公需の発注促進です。障がいのある方が就労する施設等からの物品等の優先的な調達を促進するための方針を策定し、障がい者就労施設等に対する発注に努めます。令和2年度調達実績（北海道分）479件117,211千円となっています。

次に、④工賃向上計画支援事業です。北海道障がい者条例に基づく「指定法人」による障がい福祉サービス事業の経営改善や受注拡大、販路の確保・拡大等の取組を行い、障がい福祉サービス事業所における収益及び工賃水準の向上を図っています。取組内容としては、個別経営相談や研修会の実施、インターネット販売のナイスハートネット北海道などを実施しています。

次に、⑤障がい者職場実習推進事業です。障がいのある方に道の職場で就業体験の機会を提供することにより、一般就労に向けた社会人としてのマナーや教養及び職業能力の向上を支援しています。新型コロナウイルス感染症の影響から直近2年間実施できませんでしたが、今年度は3年振りに実施し、2名の方に参加いただきました。

次に、「2 一般就労の推進」です。次の表は、一般就労への移行や職場定着を図るため、それぞれの地域で障がい者就業・生活支援センターが中心となり、関係機関とのネットワークの充実に努めています。下の障がい者就業・生活支援センターの表のとおり、雇用と福祉のネットワークを連携し、一体的な支援を行っています。

次に、「3 多様な就労の機会の確保」です。農福連携促進事業と水福連携の地場産業障がい者就労促進事業を記載しています。

農福連携促進事業については、道内5カ所においてノウフクマルシェを実施、その他マッチング支援、農業の専門家派遣などを実施しています。

地場産業障がい者就労促進事業については、マッチング支援として、受入事業者へ雇用に関する相談を行い、水産加工業の仕事に対する認知度が不足していることが原因で就労希望が少ないことから見学会や体験就業を行います。

次のページでは、企業と新たな業態、業種の開拓・確保のため地域におけるネットワークによる連携を図ることや、官民連携による障がい者のテレワーク推進を記載しています。

最後に福祉的就労の底上げについて、①民間企業との包括連携協定事業による取組として、株式会社イトーヨーカ堂のアリオ札幌で毎月ナイスハートフェアを実施しています。他には、人と木との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育む「木育」の理解促進イベントや、株式会社セコマとの取組としては、ポイントカタログにポイントと交換できる障がい者就労施設等の製品を掲載しています。

また、②障がいのある方の就労スキル習得や工賃向上等を図るため、就労継続支援施設が製造した弁当を庁舎内で販売・訓練をする機会を設け、お弁当の庁内販売を実施し、③12月3日～9日の障がい者週間の趣旨に則り、本庁舎1階ロビーにて障がい者就労施設等製品展示会を実施しました。私からの説明は以上です。

【橋本会長】

ありがとうございます。今の説明について、委員の皆様にもご意見いただきたいと思いますが、先に私から1点よろしいでしょうか。

昨年度2月に開催されました前回委員会の中で、富田委員から北海道障がい者雇用支援会議

についての質問があり、行政機関を中心とした会議ということで説明をいただいたところでしたが、やはり民間等を含めてこのような議論の場は必要だと思い、今回触れられていなかったので始めに私からお伺いします。

【事務局】

ありがとうございます。北海道障がい者雇用支援合同会議においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、なかなか開催できずにいる現状ですが、令和5年度に開催に向けて検討し、第2回北海道障がい者就労支援推進委員会の開催を3月頃に予定しているところですが、その際にお示しできるよう、今後検討していきたいと思っております。

【橋本会長】

ぜひお願いします。今回のようにそれぞれの立場で活発に意見交換ができる場は非常に貴重だと思いますので、コロナ禍の中での開催は難しいところもありますが、対面やWeb開催なども含めて検討していただきたいと思います。

他にご意見はいかがでしょうか。はい。牧野委員よろしくお願いします。

【牧野委員】

少し気になったのですが、資料1の特別支援学校の実習や資料2のアクション制度や障がい者職場実習について、各課の連携はないのでしょうか。

私は美幌町において、様々な協議会や会議の会長を担っている中で、各団体と協力して障がい者の就労支援を行っていますが、今回美幌町からもこのアクション登録制度に参加している企業もあり、そう考えると色々なところで連携が取れるのに同じような取組をしていると感じました。初めて参加することもあり、教えていただければと思います。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。資料2の中で説明しましたアクション制度や職場実習に関しては、保健福祉部障がい者保健福祉課が主体として実施しており、インターンシップや特別支援学校企業向け見学会においては、経済部や教育庁特別支援教育課が主体で実施していますが、打ち合わせや関係機関への周知、実際に見学会に参加するなど、各課と連携しながら取り組みを進めているところです。

また、先ほど補足で申し上げようと思っていたところですが、経済部雇用労政課から説明のありました特別支援学校企業向け見学会や、教育庁特別支援教育課の職場実習など、当課のメールマガジンにて毎月月末に発信して情報提供を行っているところです。今後も関係課と連携しながら取組を進めていきたいと思っております。貴重なご意見ありがとうございます。

【牧野委員】

ありがとうございました。美幌町では色々な情報が入ってこないわけではありませんが、私の手元に来る情報は本当に少ないこともあり、各NPO法人だったり、我々の協議会等に登録いただいている企業や個人会員さんに協力をいただきながら、様々な取組を進めているところであり、今回こうして色々な形の支援があることを初めて聞いた内容もありますので、しっかりと学ぶとともにこの美幌の地域も取り組むことができるように、当然、札幌近郊が一番充実していると思っておりますが、北海道は広域であり、小さな町でも誰でも参加できるような取り組みを是非とも進めていただきたいと思います。ありがとうございました。

【橋本会長】

ありがとうございます。北海道は広域であり、どうしても地域差が発生してしまうところもありますが、多くの情報が行き届くことが大切だと思いますので、周知の方法など検討しながら引き続き取組を進めていただきたいと思います。ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。高谷委員お願いいたします。

【高谷委員】

ご説明ありがとうございました。北海道障がい者企業認定制度についての質問です。ここに私の11月末現在の認証企業数が記載されていますが、今年度は何件くらいの認証企業が増加したのか教えてください。

また、北海道労働局の業務かもしれませんが、中小企業向けの「もにす」という国の認定制度もあり、現在日本では140社程が認定されていて、北海道はまだ1社も認定されていません。

障がい者雇用率だけ見ると、北海道の障がい者雇用率は増加しているところですが、やはりこの認定制度が増加していかないと、私たちが企業訪問するなどの取組の中でもこの認定制度をPRしたりするのですが、効果的に増加しないことはアピール方法が関係しているのかなど、自分でも把握したいところです。

北海道は大企業より中小企業が多いところでもあり、北海道にはまだ1社も認定されていないところですが、問い合わせはどのくらい来ているなど、状況をお聞かせいただければと思います。よろしくをお願いします。

【橋本会長】

ありがとうございます。1点目の企業認証の関係、2点目は北海道労働局の認定制度となり、後ほど事務局に確認いただきたいと思いますと思いますがいかがでしょうか。

【事務局】

ありがとうございます。北海道障がい者企業認証制度に関しては、令和2年度末で200件であり、令和3年度末で180件となっていました。そして、令和4年度では41件の申請をいただき、期限切れ等もありまして、令和4年11月現在で214件となっています。

【橋本会長】

はい、ありがとうございます。「もにす」に関しては、事務局から確認していただいて、次回の委員会や別の形で報告いただきたいと思います。

他にいかがでしょうか。富田委員お願いします。

【富田委員】

この資料に記載はありませんが、就労支援事業所が製作しているものを販売したり、道において購入している実績などがあったと思いますが、私たちが就労継続支援事業所にアウトソーシングしようとする場合に、どこの事業所もしていることは同じことが多いです。

例えばデータ入力、エクセルの代行入力、名刺の印刷など、行っていることは皆さん右へ習えでほぼ同じ状況であって、そして同じ状況であれば結果として選ぶ基準は、自分の顔見知りという形になってしまいます。

そういう意味では、我々一般企業も同様ですが、就労継続支援事業所が行う作業やサービス、製品に独自性を持たせるために、例えば専門家を派遣したり、専門家とタッグを組むとか、新しいものを生み出すことは難しいのでしょうか。

【橋本会長】

はい、ありがとうございます。今の質問に関して、北海道社会福祉協議会お願いします。

【北海道社会福祉協議会 松岡委員】

北海道社会福祉協議会の松岡です。道の資料 2 ページにあります④工賃向上計画支援事業の取組の中で、指定法人の取組の部分が我々北海道社会福祉協議会で受けており、その下の主な取組内容の中で、経営・技術指導や商品開発等に関する研修が、先ほど富田委員のお話の各事業所で行っている役務であったり、製品の付加価値を高めて、売上を上げて工賃向上につなげる取組となります。

この3年ほど取り組んでいるのは、食品製造に対して商品の改良や新商品開発の支援であり、具体的にはパンの製造する事業所への研修会や、研修を踏まえて試作品を互いに評価し合う場を設け、更に酵母を製造販売する会社を巻き込んで新製品のコンテストを行うことで、新しい製品を作り出すということを支援しております。

また、この数年は一つの食品に注力してきたところもあり、来年度は、何か別ジャンルの内容向上の支援を検討しなければと内部で検討していたところであり、富田委員からのお話の役務の部分での独自性や付加価値創造について、来年度以降の新しく取組を進めたいと考えているところです。以上です。

【富田委員】

ありがとうございます。確かにパンを製造する事業所は増えていますね、その背景が影響しているのですね。今後も購入したいと思います。よろしくお願いします。

【橋本会長】

今まではパンの製造に注力していたところでしたが、今後は様々なニーズに合わせて行うことも大事であり、今回のご意見も参考になったと思いますので、引き続き検討して進めていただきたいと思います。他はいかがでしょうか。

【佐々木委員】

5ページの多様な就労の機会の確保の中の農福連携促進事業、地場産業障がい者就労促進事業について、報告書の作成とありますが、実績はあるのでしょうか。実績により内容の拡大を図ったりしているのでしょうか。

【事務局】

ありがとうございます。この2つの事業に関しては委託業務とし実施しており、実績報告書を作成します。

農福連携については、前年度実績から少し工夫をして、例えば、ノウフクマルシェの開催を今年度は道内5ヶ所、旭川、函館、江別、帯広、札幌で実施しましたが、前年度から開催場所の変更や、参加事業者の増加など工夫をしています。最近2年間は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響があり、開催の中止や規模を縮小した状況が続きましたが、内容や場所を検討して売上げが上がるよう工夫しながら取組を進めています。

地場産業障がい者就労促進事業に関しては、実際に5名の就職を目標としてこの事業を行っていますが、就職に結びついた方は、令和元年度5名、令和2年度も5名、昨年度はコロナ禍の影響もあり1名の実績となっていますが、目標人数に達するよう取組を進めています。

【佐々木委員】

ありがとうございました。

【橋本会長】

こちらの事業は、来年2月まで実施期間ということであり、その後正式な報告書が作成され、またこのような場で情報共有できればと思いますので、よろしくお願ひします。他にいかがでしょうか。

では続きまして次の議題の方に移りたいと思います。2(3)の第6期北海道障がい福祉計画の進捗状況について、事務局の方からお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございます。少し時間も押しているところがあり、要点を絞って説明したいと思います。よろしくお願ひします。

資料3-1をご覧ください。第6期北海道障がい福祉計画のうち、就労支援に関する部分につきまして、第6期北海道障がい福祉計画推進管理票に沿ってご説明いたします。

目標に関しては記載のとおりであり、推進施策に関して4点、その取組内容に関して6点で記載しています。その下に関連する成果目標として、令和3年度実績の年間就労一般の就労目標1,414人に対し1,043人となり減少していますが、令和2年度実績860人と比較すると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により減少している状況もありましたが、令和3年度は少し回復傾向です。

その下に平均工賃月額調整中とありますが、こちらは国の調査により北海道も国に準じて公表しているため、調整中としております。国の公表については、来年1月以降を予定していると先日連絡がありましたので、工賃月額は集計中という形で記載させていただきました。

また、策定方針や優先調達の実績も同様であり、令和2年度の実績を記載しています。

2~3枚目には取組の今後の方策を記載しており、その下に評価改善でまとめています。評価区分はCと記載がありますが、先ほど高谷委員にもお話をいただいたとおり、障害就労支援企業認証制度が令和2年度200件に対して、令和3年度180件となり、減少傾向にあることもありC評価となっています。

続いて、資料の3-2は一般就労に対する実態調査に係る令和3年度実績を取りまとめており、先ほどの一般就労1,043人に対し、それぞれの項目を記載しております。

時間の関係から項目別に特出する部分だけお伝えしますと、性別に関しては男性の方が比較すると多くなっており、障がいの種別に関しては、精神が一番多い状況です。

その下の発達障がいの有無に関しては、無いとの回答が6割以上、次の等級・区分に関しては、身体に関しては1級と2級が多いですが、知的と精神に関しては、2級と3級の方が多い状況です。

障がい区分は、区分3が一番多い状況となり、年齢については、20歳以上30歳未満が一番多くなっており、30歳以上、40歳以上、50歳以上の順に減少傾向ですが、50歳以上でも115件が一般就労している状況となっています。

入所・通所・利用期間に関しては1年以上2年未満が一番多くなっており、採用年月日については、4月採用が一番多い状況です。

業種としては、真ん中当たりの卸売業小売業153件、医療福祉237件と多い状況です。

雇用形態は、非常勤等の週20~30時間未満が327件、31.4%と一番多い状況です。

就職後の定着支援機関は、6ヶ月以上7ヶ月未満が192件と一番多い数字となり、就労状況は、現在も就労中817件であり、8割近くの方が現在も就労中となります。

雇用期間は、1ヶ月以上~3ヶ月未満、6ヶ月未満、1年未満が多い状況であり、離職理由として、雇用主側の都合では職場の人間関係が多く、本人等の都合に関しては本人の体力の変化が一番多いという結果となります。私からの説明は以上です。

【橋本会長】

ありがとうございます。第6期北海道障がい者福祉計画は令和5年度までとなり、3年計画の初年度報告と一般就労に関する実態調査の結果について報告いただきました。質問やご意見はございますか。

無いようですので、また、引き続き今年度の状況も出てきましたら変化もみられると思いますので、委員会の中で報告いただければと思います。

続いて、協議事項に移らせていただきます。次第6の協議事項(1)、第7期障がい者福祉計画に向けた障害者就業・生活支援センターについて、事務局の方から説明をお願いします。

【事務局】

ありがとうございます。資料4「障害者就業・生活支援センターについて」をご覧ください。

6期計画期間中におけるセンターの新設について、障害者就業・生活支援センターは国の方針に基づき、全ての障がい保健福祉圏域に設置することを目標としていますが、本道の広域分散型の地域特性やサービス見込み量等を考慮し、第6期計画期間中の令和3年度から令和5年度の間、12カ所を整備することとなっております。

その下の〇に記載のとおり、令和4年4月1日から苫小牧市に1カ所を設置し、道内12カ所を整備したところです。

次に、第7期北海道障がい福祉計画に向けた検討について、1番でも説明したとおり、障害者就業・生活支援センターは全ての障がい保健福祉圏域に設置することを目標とし、第6期計画期間中の新設により、21圏域中11圏域に設置していますが、未だ10圏域が未設置のままとなります。

全国の未設置圏域の約4割近くが北海道にあり、設置に向けた検討が引き続き必要であることから、第7期に向けた検討を行いたいと考えております。

前回の委員会において、アンケートを実施することとして、添付のアンケートをお示したところです。その際に「障害者就業・生活支援センターの業務がわかる一覧を添付した方が、アンケートを記載する方も記載しやすいのでは」とのご意見をいただき、それを次回委員会で示した後にアンケートを実施することとしておりました。

添付の業務一覧は国が公表している障害者就業・生活支援センターの最新の業務一覧となります。

こちらの業務一覧を添付した後、アンケートを実施し、集約後に改めて障害者就業・生活支援センターの在り方を検討したいと考えております。前回委員会から時間が経過してしまいましたが、本資料のとおりアンケートを実施したいと思います。私からの説明は以上です。

【橋本会長】

はい、ありがとうございます。前回の委員会で、アンケートに業務一覧を添付した方が答えやすいとの意見から、今回、これを添付する形で実施をしたいということでした。このアンケートの実施時期はいつ頃を予定していますか。

【事務局】

今回こちらで承認いただければ準備でき次第すぐに実施したいと思います。

【橋本会長】

準備でき次第すぐに実施と言うことですね。わかりました。

他に意見や質問はございますか。茂森委員お願いします。

【茂森委員】

このアンケートの内容ではありませんが、今年の4月から東胆振・日高に新しくかけはしとして障害者就業・生活支援センターが設置されたことによる結果について、少し気が早いかもしれませんが、せっかくアンケートを実施するのであれば、この部分を足すとか、あるいは別の機会でも構いませんが、そのあたりの情報収集ができれば良いと思いました。

【橋本会長】

ありがとうございます。ご意見としてお伺いしました。事務局いかがでしょうか。

【事務局】

はい。ありがとうございます。昨年度まで伊達市にあります障害者就業・生活支援センターすてーじにおいて、東胆振、日高も含めて実施しており、今回かけはしが新設されたことにより、白老から苫小牧を含めた東胆振と日高はかけはしが担当することになり、移動距離もある中ですので、地域的にやりやすくなったと声は聞いていますが、今後、実態の聞き取りをして、またお示ししたいと思っています。

【橋本会長】

ありがとうございます。また年度が変わりましたら、実績などの把握できる部分があると思いますので、また、報告いただければと思います。よろしくお願いします。

他はいかがでしょうか。なければ、こちらで承認いただいたということでよろしいでしょうか。
<異議なし>

はい、異議なしということですので、こちらで承認されたものとして、早速アンケートを実施いただければと思います。

続きまして、協議事項（2）の障がい者就労支援企業認証制度について、先ほどから話題にも上がっていましたが事務局から説明をお願いします。

【事務局】

はい、ありがとうございます。

資料5「障がい者就労支援企業認証制度について」をご覧ください。道では、障がい者の多数雇用や障がい者就労施設等への製品や作業の発注など、障がい者の就労支援に積極的に取り組む企業等を「障がい者就労支援企業」として認証しています。

第6期障がい福祉計画では213社を目標としており、令和2年度末の登録企業数は200社、令和3年度末は180社と減少しておりましたので、今年度は目標に向けた取組を実施し、令和4年11月末現在214社となったところです。

目標に向けた取組としては、新規登録企業数を伸ばすために各種会議、セミナー、イベント等での制度を紹介したり、既に登録している企業へ認証継続を働きかけたり、障害者雇用率2.7%以上の企業へ制度周知に係る通知を行い、本制度への登録の促進を実施したり、登録企業に対してアンケート調査を実施したところです。

また、前回委員会の中で、既にこの認証制度を所得している企業が加点評価や融資に関してどの程度使用しているか、アンケートを実施して実態を把握するべきではとのご意見をいただいております。今年度、アンケートを実施しましたので結果をお示しいたします。

アンケート結果に関しては、次のページをご覧ください。対象203企業に対して、回答率66%の回答をいただきました。

まず1点目の認証マークの活用について、現在行っているものに関しては、店頭での表示や各

種パンフレット、ホームページ、名刺に掲載と回答をいただきましたが、活用していないのご意見も多く、課題であると認識しております。

2点目の認証マーク活用のメリットとデメリットについては、メリットとしては入札制度における加点評価や融資の関係でメリットが多い、障がい者雇用を積極的に取り組んでいることをアピールできる、来客の目に留まると就労支援の話題となり、興味のある方に質問されるというご意見をいただきました。

一方のデメリットとしては、更新に手間がかかる、経済部で取り扱いしている「北海道働き方改革推進企業認定」とこの企業認証制度が類似していてわかりづらい、周知が足りないという意見をいただいています。

3点目の登録後に活用した制度については、総合評価競争入札制度、働き方改革推進企業認定制度が多い結果となっています。

4点目のこの制度の課題に感じていることについては、メリットが弱いのではないか、先ほどもありましたが登録・更新手続きに手間がかかる、周知が不足しているのご意見をいただきました。

5点目、この制度で新たに希望する優遇措置案については、北海道の入札案件に更なる優遇措置として、企業認証のみを参加資格とするとか、1年に1度は随意契約を交わす確約を欲しいなどの声があり、実際は少し難しいところもありますが貴重なご意見をいただいています。

最後に6点目、この制度の改善希望については、更新手続きの簡略化や、企業で行っている障がい者就労の取組等の事例紹介、周知方法の改善などのご意見をいただいております。

この結果を踏まえて、この制度をより良くするために今後も検討をしていかなければと思っています。説明は以上となります。

【橋本会長】

ありがとうございます。認証企業数は増えているという状況であり、アンケートを実施して実態を把握した中で、メリットやデメリット、要望などの意見を取りまとめました。要望の中には難しい内容もあったように感じたところもありましたが、委員のご意見を伺えたらと思います。はい、今村委員お願いします。

【今村委員】

この企業認証制度は、企業と企業の横の繋がりや口コミ等での広がっていくことも良いと思いますので、広め方としてはパンフレットを配布するよりも、セミナーや研修会等で参加者に話してもらい、ファシリテーションしながら議論する場を設けた方が広がっていくと思いますので、認証を増やす方法として検討していただければと思います。

また、現在メリットと考えている企業も多くいるので、関係が近い企業と企業、地域の中で広げていくような取組をすると、この制度の認知も高まり、興味を持つ企業も増えてくるのではないかと思います。

【事務局】

とても貴重なご意見をありがとうございます。地域の中でも広がるような取組を検討していきたいと思っています。

【橋本会長】

ありがとうございます。恐らくそれぞれの地域で横の繋がりを設ける機会はあると思いますので、その時に案内しやすいような、また、特にメリットの部分を大きく見せられるような工夫も必要であり、参考にいただければと思います。

他にいかがでしょうか。はい、高谷委員お願いします。

【高谷委員】

ありがとうございます。アンケート集計結果に関して、そうだなと納得しながら聞いておりました。

たしか道には優良企業表彰制度でしょうか、働いている障がい者と企業を表彰するという制度があったと思うのですが、この認証制度に登録している企業が表彰されたことはあるのでしょうか。

【経済部雇用労政課】

雇用労政課の中村と申します。雇用労政課において、優良企業の表彰を実施しています。

表彰の対象は、個人や団体となり、事前に振興局を介して市町村に照会したり、障がい者就業・生活支援センター等に照会して、候補者から選定をします。

今年度の表彰はこれからですが、優良企業は決定しており、企業は2社、個人は無しという状況となっています。この数年間は同様の企業数で推移しています。

【高谷委員】

ありがとうございます。表彰される2社は障がい者就労支援企業認証制度の登録企業でしょうか。

【経済部雇用労政課】

2社とも該当しています。先日選考会があり、まだ外部には公表できないのですが、近日中にプレスリリースをして、北海道知事表彰を行う予定です。

【高谷委員】

ありがとうございます。

【橋本会長】

ありがとうございます。先ほどの意見を参考に今後も認証企業が増加する取組を進めていただければと思います。他にいかがでしょうか。では続きまして次第6（3）北海道の就労移行支援事業所・定着支援事業所について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

ありがとうございます。申し訳ありません。時間が大幅に超過しており、この議題を説明すると更に時間を要してしまいますので、この議題3について、次回3月に開催予定の第2回委員会への継続議題とさせていただきます。よろしいでしょうか。

【橋本会長】

委員の皆様よろしいでしょうか。次回は3月に開催予定となっており、その際に改めて説明の上、協議いただきたいと思いますので、本日は時間の関係上、3の議題は次回とさせていただきます。

それでは全ての議題が終了しました。全体を通して何かございますか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。本日は時間を超過して本当に申し訳ありませんでした。以上で本日の議事が終了いたしましたので、進行を事務局にお返ししたいと思います。

【事務局】

橋本会長どうもありがとうございました。委員の皆様も本日は本当にありがとうございます。貴重なご意見をたくさんいただき、今後の施策に反映させていきたいと思っております。

最後の議題は時間の関係から協議ができずに申し訳ありません。この議題につきましては、短い時間ではなく、しっかりと時間かけて皆様のご意見を伺いたいと思っておりますので、改めて意見交換の場を設けたいと思います。

本日はご多忙の中ご協力いただきありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。これをもちまして、令和4年度の第1回北海道障がい者就労支援推進委員会を終了いたします。誠にありがとうございました。

8 閉会（15：50）

<出席委員 13名>

【北海道障がい者就労支援推進委員会委員】

会 長	橋本 菊次郎	北海道医療大学看護福祉学部 准教授
委 員	飴谷 由香	社会福祉法人札幌会札幌市社会自立センター 従業員
	石山 貴博	特定非営利活動法人精神障害者回復者クラブすみれ会 副理事長
	近藤 尚也	北海道医療大学看護福祉学部 講師
	高谷 さふみ	くしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援センターぷれん センター長
	松岡 直記	社会福祉法人北海道社会福祉協議会 法人支援部長
	今村 仁泰	稚内市職親会 会長
	佐々木 恵一	一般社団法人中小企業診断協会北海道 会員
	茂森 実	株式会社ほくでんアソシエ 代表取締役社長
	富田 訓司	一般社団法人北海道中小企業家同友会札幌支部 全道障がい者問題委員会委員長
	児玉 哲寛	札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 企画調整担当課長
	坂本 恵治	厚生労働省北海道労働局職業安定部 職業対策課長
	牧野 泰乗	宗教法人美教寺 住職

＜事後確認＞

障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）について

【高谷委員】

中小企業向けの「もにす」という国の認定制度もあり、現在日本では140社程が認定されていて、北海道はまだ1社も認定されていません。

障がい者雇用率だけ見ると、北海道の障がい者雇用率は増加しているところですが、やはりこの認定制度が増加していかないと、私たちが企業訪問するなどの取組の中でもこの認定制度をPRしたりするのですが、効果的に増加しないことはアピール方法が関係しているのかなど、自分でも把握したいところです。

北海道は大企業より中小企業が多いところでもあり、北海道にはまだ1社も認定されていないところですが、問い合わせはどのくらい来ているなど、状況をお聞かせいただければと思います。よろしくをお願いします。

【北海道労働局】

厚生労働省では、令和2年4月より「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）を創設、実施しているところです。

認定事業所数は令和4年3月末で全国148社となっており、うち北海道は、3月末で2社認定となっていたところです（北海道はまなす食品株式会社、株式会社リペアサービス）。

もにす認定制度につきましては、障害者雇用に対しての地域における理解を深め、雇用を促進していくための重要な取り組みと認識しており、今年度におきましては、以下のとおり取り組みを進めているところです。

○令和4年度における北海道局の取組

- ・全国障害者雇用事業所協会への周知・推薦依頼
- ・ラジオによる広報（地域のFM番組において、制度周知）
- ・HW・労働局において、過去の障害者雇用に係る表彰企業等への申請勧奨の実施
- ・SNS等の広報媒体を活用した周知
- ・障害者実雇用率5%以上の事業主230社へ周知リーフレットの送付
- ・事業主用の資料として「もにす認定制度チェックリスト」を作成しHPに掲載

以上の取り組みの結果、12月に2社認定（株式会社釧路製作所、株式会社特殊衣料）となっており、現在、北海道においては、認定事業所数は4社となっています。

現在、労働局・HWにおいて継続して申請の案内を行っており、少しでも多くの企業を認定できるよう、今後も取り組みを進めていきたいと考えています。

なお、障害者就業・生活支援センターへは、7月に文書によりもにす認定制度の周知を依頼しているところですが、引き続きご協力をお願いいたします。